

HNSタンカー資機材・要員確保サービス（手続き・料金関係Q&A）

平成20年2月1日より、HNS資機材要員配備証明書の発行受付を開始致しましたが、これまでの間、ユーザーの皆様からのご意見、要望等を踏まえ、また、記載内容をよりわかり易くするために、実態に合わせて次のとおりQ&Aを改訂させていただきましたのでお知らせします。

【第1条（総則）関係】

Q1 第1条の船舶所有者には、船舶管理人と船舶借入人が入るとしているが、これはどのような趣旨か？ 船舶運航者もこのサービス料金を支払い、緊急措置の必要がある場合に第5条の要請をすることになるが、入らないのか？

A このサービスは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の5の船舶所有者に課された義務の履行にかかるものであり、第1条の船舶所有者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律上の船舶所有者であり、同法第5条の規定の例にならい、船舶所有者の中に、当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人が含まれるものとしました。

船舶所有者には、船舶運航者は含まれないが、第1条中にある「船舶所有者（当該船舶が・・・船舶借入人）及びその代理人」中の「その代理人」には、船舶運航者もあたる。

【第2条（資機材・要員配備及び証明書）関係】

Q2-1 第2条にある「資機材の配備及び要員の確保に関する証明書」とは何か？ また、その種類には、どんなものがあるのか？

A 「資機材の配備及び要員の確保に関する証明書」とは、「委託者から申請のあったHNSタンカーのため、センターの資機材配備基地等に海洋汚染等の防止に関する法律及びその施行規則に定める資材を備え付け、機械器具を配備し、要員を確保すること」を保障する証明書のことです。

証明書の種類は、原則として年間証明書と指定期間証明書の2種類です。

- ① 年間証明書は「年度当初の4月1日から年度末の3月31日までを有効期間とする証明書」
- ② 指定期間証明書は「開始日から14日を最小単位とするその倍数の期間を有効期間とする証明書」

なお、料金については、基本となる年間証明書が総トン数別に料金が決められ、これを元に、限定年間証明書では年間証明書料金の月割額とし、指定期間証明(2週間分)では年間証明書料金の6分の1としています。

また、上記①及び②以外に特例として、限定年間証明書（4月1日から年度途中の終了日までの間又は年度途中から年度末の3月31日までの間を有効期間とする証明書）を発行す

ることとします。

Q 2-2 年度途中で売船したり、廃船にする場合があるが、証明書料金の返戻はないのか？
また、売船で証明書中の船舶所有者等が変更となる場合はどうなるか？

- A 1 年間証明書を取っているHNSタンカーが急遽、売船、廃船となった場合、センターが受領している証明書料金からその料金の一部を返戻金として払い戻すこととする。(なお、その場合の返戻手数料は3千円であり、当該返戻金の額は、当該証明書料金から廃船等とした日を含む月までの月割額を差引いた額となります。)
- 2 また、年間証明書を取っているHNSタンカーが売船で証明書中の船舶所有者が変更になる場合は、証明書の書き換え変更を行うことができます。(この場合の変更手数料は、3千円です。)
- 3 なお、売船、廃船の予定日が明確である場合は、限定年間証明書には年度当初の4月1日から年度途中までのものがあり、年間証明書料金の月割額で利用が出来るので、その予定にあわせ限定年間証明書を利用することをお勧めします。

Q 2-3 船舶の予定が直前まで決まらない場合、指定期間証明書や限定年間証明書の有効期間開始希望日を空欄のまま第2条第6項の申込みを行い、決定次第、通報し証明書を発行してもらうことはできないのか？

- A センターとしては、有効期間開始希望日から当該船舶の動向を把握することとなりますので、申込みの際、有効期間開始日の記入は必須要件であると考えています。また、資機材要員確保サービス事業は、ITを活用して低コストでスピーディーに事務処理を行い、事業費の節減を図ることも目指しているところであり、事務処理の複雑化につながることは予定しておりません。(事務処理が複雑になれば人件費の増額に繋がり、証明書発行料の値上げにつながり、他の利用者に迷惑をかけるおそれがあります)

Q 2-4 第2条の年間証明書は、有効期間が3月31日で切れてしまうが、利用者にも有効期間が切れる旨の注意喚起はしてくれないのか？

- A 利用者の皆様には、年間証明書の更新手続きご案内のほかに、申込締切が近づいてもお手続き頂けない船舶につきましては、有効期間が3月31日で切れる前に電子メール等で周知することとしています。

【第3条（証明書の発行申し込み通知事項等）関係】

Q 3-1 第3条(証明書の発行申し込みと通知事項等)では、法令に基づき通知事項を明示することになるが、年間証明書の申し込みの場合どこまで書けばいいのか？

- A 通知事項は、改正海防法施行規則第38条を満足することが必要ですが、年間証明書を申

しまれる内航タンカーの場合、特定海域を中心に1年中運航されるので、細かな通知事項を明記することは不可能であり、数ヶ月先の予定が明確でない場合と思われますが特定海域の主な航路だけでなく入港すると思われる港名はできるだけ詳細に、搭載貨物につきましても取り扱われると思われるものはご記入頂きますようお願いしています。

Q3-2 P&I 保険を通知事項に記載することになっているが、どこのものでも引き受けるのか？

A P & I 保険に記載していただくのは、HNS 事故等の発生に緊急措置の委託を受けても費用回収できるかを確認するためであり、日本船主責任相互保険組合、東京海上日動火災保険株式会社、UK P&I 等の船舶油濁賠償保障法〔昭和五十年法律第九十五号〕第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示を基本としておりますが、これら以外の P&I 保険については、検討させていただきたいので、前広にご相談ください。

Q3-3 海防法改正によって、海保へ資機材についての報告が増えたが、この報告事項をこの約款の通知事項を利用して代わりにやってくれないのか？

A 特定油の場合は、船舶所有者が入港届に資機材の証明書を添付して海保に報告しているが、HNS の場合で年間証明書の関係については、受付期間中にお手続きいただいたもの（平成 22 年度にあつては発行日が平成 22 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日）についてはセンターから海保にまとめて報告しています。

Q3-4 申し込み期限、3 日間の算定方法は如何か、(第 3 条第 2 項で有効期間開始の 3 日前とあるが、3 日というのはどのような計算か) ?

A 簡単に言えば、センターの休業日以外の日（営業日）の数です。
例えば、有効期間開始日が 1 月 5 日（火曜日）の場合は、1 月 4 日(月)がセンター営業日、12 月 29 日(火)から 1 月 3 日(日)まではセンター年末年始の休業日、12 月 28 日(月)でセンター営業日、12 月 26 日(土)、27 日(日)でセンター休業日となるので、12 月 25 日(金曜日)が有効期間開始の 3 日前となります。

Q3-5 申し込み期限までに申し込めば、証明書を発行してくれるのか？

A 証明書は、証明書の発行申込みと通知事項等（第 3 条関係）と証明書料金の支払い（第 4 条関係）の手続きが完了することを条件に発行しますので、証明書を申し込むだけでは、証明書は発行いたしません。

証明書が発行されるには、申し込み後、証明書料金がセンターの口座に着金しセンターで確認されてからとなりますが、着金期限も 3 日前の日（指定期間証明書の場合）となっていますので、銀行間の送金手続きに時間がかかることを考慮した手続きが必要です。

Q 3-6 申し込み期限を過ぎて申し込むことはできないのか、(第3条第2項で有効期間開始日の3日前とあるが・・・)? (緊急に証明書が必要になったときはどうするのか)

- A 緊急の場合は、有効期間開始日の2日前までであれば、申し込み期限を過ぎていても申し込みができますが、第4条第2項に規定する支払い期限を越えるので、追加料金(証明書料金の**50%**)の支払いをお願いすることになります。(事務処理が集中すれば人件費の増額に繋がり、証明書発行料の値上げにつながり、他の利用者に迷惑をかけるおそれがあります)
- ただし、3日以上銀行休業日が連続する場合に対応するため、平成21年度から「緊急発行(特別)」事務の取扱を行っています(詳しくは料金規程をご覧ください)。

Q 3-7 悪天候等で船舶の航海計画が変わる場合は、有効期間の開始日を変更できないのか、救済策はないのか?

- A 理由如何にかかわらず、有効期間の開始日の変更は認めない方針です。したがって、航海期間が延長されることになるので、期間延長のため指定期間証明書(14日分の料金)の手続きが必要となります。
- なお、海上保安庁等が天災地変、霧等の天候不良に伴い航路航行禁止等の措置をとり、航行が制限された場合は、考慮いたします。

Q 3-8 インターネットを使用していないが、電話、FAX、郵送の申込みは可能か? その場合、約款は郵送してもらえるか?

- A 原則としてインターネットによるお申込みをお願いしていますが、インターネットを利用していない皆様にも、FAXによる申込みを行えるよう対応しています。その場合の約款の送付もFAXで行っています。

Q 3-9 インターネットに英語版を作成するのか?

- A 申込み手続きは日本語によりますが、外国人の方々も内容を理解して頂くために、パンフレット、業務約款等については英語版を作成し、インターネットに掲載しています。

Q 3-10 国外から直接申込みは可能か? 料金の振り込みの通貨は円以外で出来ないか?

- A 国外からの申し込みについても、インターネットの日本語版サイトをご利用いただいております。この場合の料金の振り込み通貨も日本円となります。国外からの送金につきましては国内送金と違い日数がかかるようですので、必ず申し込み期限までに着金確認ができるよう手続きください。

Q 3-11 申し込みと同時に証明書料金を支払うのか？

A HNS資機材要員配備証明書の申し込み手続きは、インターネットを使用して行うこととなります。具体的には、申込者がインターネットのセンター「ホームページ」上で証明書発行サイトを出し、必要事項の入力後、証明書料金の決定を受け、同料金をセンターの銀行口座に送金し、センターで着金が確認されたら、当該申込者あてにHNS資機材要員配備証明書が発行され電子メールで送達されます。

【第4条（証明書料金の支払い）関係】

Q 4-1 HNSタンカーには、大きな分離バラストタンクを有するものがあるが、海洋環境に配慮した船舶であり、総トン数をこのタンク分を削減した総トン数で料金を払えないのか？

A 証明書料金は、HNSタンカーの総トン数区分別料金表に基づき、当該船舶の料金を総トン数区分により決定されており、この料金表では、料金比がタンク容積(容積の三乗根比：長さの比)をもとに決定され、当該船舶が実際に搭載する、又はしているHNS貨物量などは考慮していません。この考えの延長上から、分離バラストタンク分を削減した総トン数で料金をお支払いいただくことは、現在のところ考えていません。

Q 4-2 一定の料金をセンターにプールして預けておくことは、できないのか？

A 独立法人会計規程上、センターでのプールはできない。
他の方法としては、代理店でプールしてもらう方法などを検討ください。

Q 4-3 キャンセル料及び払戻手数料を除いた残金の振り込み手数料は、センターが負担するのか？

A キャンセル料1万円及び振り込み手数料は、すでに支払われている証明書料金の中から差し引き徴収することとしており、残金はセンター負担で当該証明書料金を支払われた者に送金することとなります。

Q 4-7 指定期間証明書の有効期間を越えた場合は、どうするのか

A 指定期間証明書の有効期間を越えた場合は、当該証明書を保有するHNSタンカーは特定海域を航行することが出来なくなります。

したがって、航行を継続するためには、新たに指定期間証明（14日間）を新たに契約いただくこととなります。

このときの手続きは、当初の申込みに準じて、原則、インターネットでお手続きください。

【第5条（緊急措置の措置）関係など】

Q5-1 緊急措置は、いつでも誰でも申し込みができるのか？
また、具体的に緊急措置とはどんなものか？

A 緊急措置の申込みは、本約款（HNS資機材要員配備・緊急措置約款）を締結している船舶所有者又はその代理人若しくは締結船舶の船長がセンターへ緊急措置の要請をすることができるとなっています。

この要請は、直接、電話でセンター（横浜市）に行い、センターが最寄の契約防除措置実施者に連絡し、当日の気象海象の状況にもよりますが、原則2時間以内には事故現場に要員と資機材が到着して緊急措置を実施します。

この緊急措置は、HNS(有害危険物質)が人体に非常に有害であり、爆発の危険性が極めて高いため、緊急に防除措置を実施するもので、実施する緊急の防除措置は24時間以内としています。

Q5-2 緊急措置の料金は、利用料金には含まれないのか？
別料金ということは、どのような算定となるのか？

A 緊急措置の料金は、HNSタンカー事故発生場所、様態等がさまざまであることから、この約款に基づく証明書料金には入れず、措置に要した費用を別途いただくこととしています。

この緊急措置の料金は、通常の防除措置費用と同様、契約防災措置実施者作業費用、センターの船艇、資機材等の経費、センター経費等となります。

Q5-3 証明書を取らないで航行すれば、違反になるのか？ 罰金はいくらか？

A センターの発行する証明書(有効期間内の)を保有しなくても、特定海域を航行する場合、独自に海防法第39条の5に規定された資機材と要員を船内以外の所定の場所に確保しておけば必要ありませんが、独自で準備するよりセンターの証明書を保有し、資機材要員の提供を受ける方が経済的であると思われます。

なお、センターの証明書を保有せず、資機材要員を確保していない場合、当然、海防法違反となりますので、50万円以下の罰金となります。

Q5-4 外国船舶は、その積荷の荷主によって代理店が異なることが常である。同船舶がすでに年間証明書を保有しているか、我々代理店にも分かるようにしてほしい。

A 証明書発行システムには、重複して申込みがあった場合に、その旨申込者に通知する機能を持たせております。

【その他 よくあるご質問等】

Q 6 - 1 申込後に入力内容の間違いに気づいたがどうすればいいか？

A 間違ったお申し込みを取り消し、参照発行依頼で再度お申し込みください。

手順は以下のとおりです。(ログイン後お手続き下さい)

- ① お申し込み済みの情報が画面に表示されていますので、その中の間違った船舶の船名をクリックしてください。
- ② クリックした行の色が変わったのを確認して「申請取消」のボタンをクリックしてください。「取り消しますか？」という確認メッセージが出ますので「OK」をクリックして下さい。
- ③ 元の画面に戻りますので先程と同じく取り消した船舶の船名をクリックしてください。
- ④ クリックした行の色が変わったのを確認して「参照発行依頼」のボタンをクリックしてください。既に入力されている情報が記入された状態の発行依頼画面が新しく(ポップアップ)で開きます。
- ⑤ 修正した箇所を直した後、通常どおりお手続きください。

Q 6 - 1 証明書が必要となる特定海域とはどこか？ 停泊中も必要か？

A 特定海域とは、東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海であり、HNSをばら積みした150トン以上のタンカーが、この特定海域を航行するときに証明書が必要となります。

航行中は当然必要ですが、停泊中でも積み荷を積んでいる場合には緊急に移動することも考えられますので、証明書をお持ちになることをお勧めしております。逆に積み荷を積んでいない場合には、航行中、停泊中のいずれも証明書は必要ありません。

次の港等については、お問い合わせが多くなっておりますのでご確認ください。

※特定海域内(証明書が必要)：関門海峡、六連、佐賀関、下津

*特定海域外(証明書が不要)：鹿島、田辺、沖縄、鹿児島湾、北海道各港

Q 6 - 2 「廃船(売船)の予定があるが詳しい日時は決まっていない」という状態で年間証明書を一端取得したが、その後、廃船(売船)が確定した。この場合、払い戻しはして貰えるか？

A 廃船(売船)で証明書が必要なくなった場合には払い戻しをいたします。その際の払戻手数料は3,000円(外税)で、証明書料金から事由の生じた日を含む月までの月割り額を差し引きます。ただし、払い戻し手続きにつきましては、廃船(売船)の事実発生後3ヶ月以内に所定の用紙で手続きを行ってください。

また、廃船又は売船により払い戻し手続きをされる際には、事実確認の書類として売買契約書(写)、船舶国籍調査(日本船籍の船舶の場合、除籍の記載のあるもの)(写)、最終デリバリーの確認できる書類(外国籍の船舶の場合)などが必要となります。

なお、そのまま証明書を使われる場合には、船名、船舶所有者名等記載事項を変更して新たな証明書を発行する必要があるかと思いますのでお問い合わせください。その際の変更手数料は3,000円（外税）です。

Q 6 - 3 年間証明書を持っているが、積み荷が重油等HNS証明書対象外に変わる場合、証明書料金の払い戻しはあるのか？

A 積み荷がHNS対象外に変わったということでは証明書料金を払い戻ししておりません。年間証明書料金の払い戻しができるのは、前述の廃船又は売船の場合のみとなっています。

Q 6 - 4 総トン数が国籍証書のトン数とインターナショナルトン数で違う場合はどちらのトン数で申請すればいいのか？

A 国籍証書のトン数とインターナショナルトン数が違う場合は証明することができる書類（国籍トン数証書等）の写しがあれば、少ない方のトン数で申請できます。

税関への申告等で使用されている「新トン数の換算書で計算したトン数」についてもお問い合わせをいただいております。

当サービスは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の5の船舶所有者に課された義務の履行にかかるものであり、この法律で規定されているトン数は国籍証書や国際トン数証書等の公的機関から交付された書類に記載されているものとなります。

Q 6 - 5 原油、重油、潤滑油等の黒物油の場合にはHNS証明書は必要か？

A 黒物油の場合は、HNS証明書は必要ありませんが、黒物の証明書が必要となります。その場合のお問い合わせ先は、センター機材部 TEL 045-224-4319 です。

Q 6 - 6 発行依頼の入力をして確認ボタンを押したところ証明書料金が「0円」と表示されたがシステムがおかしいのではないか？

A 次の2点をご確認ください。

1. 総トン数が150トン未満ではありませんか？

HNS証明書の適用対象は150トン以上となっておりますので対象外の場合には料金が「0円」と表示されます。

2. 1,000トン以上の総トン数を入力される際、記載例のとおりカンマ「,」を抜いて入力されましたか？

システムの処理上カンマ「,」が入っていると正しく処理されず「0円」と表示されますので記載例のとおりカンマ「,」を抜いてご入力ください。

Q 6 - 7 年間証明書と限定年間証明書の違いは？

A 年間証明書は約款でもご説明しておりますとおり、有効期間が4月1日から翌年3月31日までの証明書の事です。年度途中からでも発行はできますが、その場合には「発行日から効力を発する」旨の注記を付けて実質の有効期間を表示することとしております。なお、料金につきましては年度途中からであっても料金表に記載されている金額となります。

限定年間証明書は、売船（予定）、廃船（予定）、買船、新造船という場合に限り発行する有効期間を限定した年間証明書です。前述の四つの条件のいずれかに該当した場合に限り月割の料金（その事由の生じた日を含む月は1月とカウント）で証明書を発行いたします。

証明書の有効期間は次のとおりとなります。

※売船(予定)、廃船(予定)の場合：4月1日から有効期間終了希望日まで

*買船、新造船の場合：有効期間開始希望日から3月31日まで

Q6-8 指定期間証明書を申し込んだが入港地が変更となった。この場合、どうしたらいいのか？ また、期間内であれば何回でも入港できるのか？

A 入港地が変更になった場合、証明書料金の入金確認前であればご自分でシステムから変更できます。入金確認後でしたら、センターへご連絡ください。

また、期間内であれば何回でも入港できます。また、期間内であれば一端外国へ行かれてから日本へ戻ってきて入港されることも可能です。

ただし、最後の入港(航行)が期間外であれば再度証明書をお取りいただく必要があります。

Q6-9 発行済証明書のキャンセルはできるのか？

A いずれの証明書の場合でも有効期間開始日の前日までキャンセルすることができます。キャンセルの際は、キャンセル料10,500円を差し引いた額を返金します。

*4月1日から有効期間開始となる年間証明書と限定年間証明書：

有効期間開始前(今年の場合3月31日)まで

*途中からの年間証明書：

有効期間開始日(証明書に記載されている発行日)の前日まで

*上記以外の証明書(限定年間証明書、指定期間証明書)：

有効期間開始日(証明書に記載されている有効期間開始日)の前日まで

Q6-10 発行済指定期間証明書の有効期間開始日の変更はできるか？

A 有効期間開始日の前日までにお申し込みと変更手数料3,000円(外税)をお支払いいただくことで変更が可能です。

ただし、開始日を遅くすることはできますが、早くすることはできませんのでご了承ください。(事前に十分な余裕を持って証明書の発行を受けた場合には、開始日を早くすること

ができる場合があります)

【センターからのお願い】

1. 証明書申込みをされる前に証明書料金だけを先に振り込むのはご遠慮ください。

センターは、HNS 証明書を発行している唯一の機関であり、かつ、公益法人です。金銭取扱事務の透明性や発行事務の公平性を確保しなければなりません。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

一部、お申し込みをされる前に一方的に入金する方々がいらっしゃいます。誤入金の域を逸脱し、このような行為を故意で行った場合は、いわゆる「送りつけ詐欺紛いな行為」と受け止められ兼ねません。他のご利用者の皆様にもご迷惑がかかることとなりますので、今後、このようなことが発生しないよう、よろしく申し上げます。

2. 外国から直接送金される場合、円建てで証明書料金の全額がセンター口座へ着金するよう各種手数料は送金者負担でお手続きください。なお、国内の送金手続きと違い、国や銀行によって銀行への送金時間に違いがあるようです。三営業日前までに着金するよう日数に余裕を見てお手続きください。

センター指定口座での着金を確認できるまでに要する費用は銀行によって異なりますが、長い場合には一週間ほどかかるケースもございます。

3. IMO番号や船舶番号、コールサイン、MMSI番号等入力の際にはコピーして貼り付けるのではなく必ず手入力してください。コピー貼り付けの場合、スペースが混入していても表面上わからないためシステム上で行っております重複登録チェックをすり抜けてしまうトラブルが起きています。他のご利用者の皆様にもご迷惑がかかることとなりますのでくれぐれもご注意ください。